

川越市健康づくりスケジュール広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川越市広告掲載に関する要綱（平成20年10月28日市長決裁。以下「要綱」という。）及び川越市広告掲載基準（平成20年10月28日市長決裁。以下「基準」という。）に定めるもののほか、健康づくりスケジュールへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくりスケジュール 本市が発行する健康づくりスケジュールをいう。
- (2) 広告 健康づくりスケジュールに掲載する広告で、文字、写真、イラスト等を用いて作成するものをいう。
- (3) 電子データ 広告をGIF形式等のデータにして、市が指定するソフトで扱えるようにしたものをいう。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広告の内容、広告のデザインの範囲は、要綱第3条及び基準の規定によるものとする。

- 2 健康づくりスケジュールに広告を掲載することができる者は、市税の滞納がないものとする。

(規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50mm×横65mm
 - (2) 形式 文字、写真、イラスト等
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、別に広告の規格を定めることができる。

(広告の掲載位置等)

第5条 広告の掲載ページ、広告の掲載位置及び広告枠の数は、市長が指定する。

2 広告は、1年を単位として、4月1日から翌年3月31日まで掲載するものとする。

(健康づくりスケジュールの配布等)

第6条 健康づくりスケジュールは、市内全戸に配布するものとする。

2 健康づくりスケジュールは、PDF形式にして、市ホームページに公開するものとする。

3 健康づくりスケジュールは、1年を単位として、4月1日から翌年3月31日まで配布し、及び公開するものとする。

(掲載希望者の募集)

第7条 市長は、広告掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)を募集するときは、市ホームページ、広報川越等により行うものとする。

2 市長は、掲載希望者が複数の広告枠への掲載を希望するときは、これを認めることができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は、市長が指定する期間内に、川越市健康づくりスケジュール広告掲載申込書(様式第1号)を提出して申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、要綱及び基準に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について、川越市健康づくりスケジュール広告掲載決定通知書(様式第2号)又は川越市健康づくりスケジュール広告不掲載決定通知書(様式第3号)により掲載希望者に通知するものとする。

2 前項の場合において、掲載希望者が第5条に規定する広告枠の数を超えるときは、次に掲げる順位により広告掲載の可否を決定するものとする。

- (1) 公社、公団、公益法人その他これらに類するもの
 - (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
 - (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で、市内に事業所等を有するもの
 - (4) その他私企業又は自営業等
- 3 前項の規定によっても、掲載希望者が第5条に規定する広告枠の数を超えるときは、抽選により広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告原稿の作成、提出等)

第10条 広告原稿は、要綱第5条の規定に基づき、前条の規定による広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の責任及び負担において作成するものとする。

- 2 広告主は、市長が指定する期日までに、広告原稿を市長が指定する場所に提出するものとする。
- 3 市長は、必要と認めるときは、広告の内容、デザイン等について広告主と協議するものとし、広告主は、当該協議に応じるものとする。

(広告内容等の審査等)

第11条 市長は、広告主から広告原稿の提出があったときは、市及び健康づくりスケジュールの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告の内容の審査を行うものとする。

- 2 市長は、広告の内容の審査を行った結果、各種法令、要綱、基準、この要領等に違反し、若しくは抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。この場合において、当該変更は広告主の責任及び負担において行うものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 前条第2項の規定による場合を除き、提出した広告の内容は、変更し、又は削除することができないものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第10条第3項の規定による協議を行い、市長が認める場合
 - (2) 第17条の規定により広告の掲載を取り消す場合
 - (3) 市の業務上やむを得ない事由が発生したことにより広告の掲載を取り消し、又は広告の内容を変更し、若しくは削除する場合
- 2 前項ただし書(第3号に係る部分を除く。)の規定に該当して広告を変更し、又は削除するときは、当該広告の変更又は削除は、広告主の責任及び負担において行うものとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げようとするときは、市長が指定する期日までに、書面により市長に申し出るものとする。

(広告掲載料)

第14条 広告掲載料は、類似広告の市場価格等を考慮して、市長が定める。

2 広告主は、原則として、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括して前納するものとする。

(延滞利息)

第15条 市長は、広告主の責めに帰すべき理由により、前条の規定による広告掲載料の支払いが遅れた場合には、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを広告主に請求することができる。この場合において、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(広告掲載料の返還)

第16条 市は、次に掲げるときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に全額返還するものとする。

- (1) 広告主の責めに帰すべき理由がなく、広告の掲載を取り消したとき。
- (2) 健康づくりスケジュールの発行又は配布を中止したとき。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。
- 3 第13条の規定により広告主が広告掲載を取り下げたときは、納付済の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続きを経ることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告主から広告掲載料の納付がない場合
- (2) 指定する期日までに広告主から広告原稿の提出がない場合
- (3) 広告主が第11条第2項の規定による広告内容の変更を行わず、又は変更を行っても、広告の内容が各種法令、要綱、基準、この要領等に違反し、若しくは抵触し、又はそのおそれが解消できない場合
- (4) その他広告掲載が適切でないと市長が認めた場合

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月22日から施行する。